



熊本県公報

第12741号

平成30年7月20日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (//) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 鳥獣捕獲等事業の認定…………… (自然保護課) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(熊本北部、天草町、芦北町加入区)…………… (団体支援課) 2
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく新規届出…………… (商工振興金融課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 国土調査成果の認証…………… (技術管理課) 5
- 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の縦覧…………… (都市計画課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の開催…………… (薬務衛生課) 6
- 熊本県市町村職員共済組合の平成29年度決算…………… (市町村職員共済組合) 6
- 熊本県医療審議会の開催…………… (医療審議会) 7

告 示

熊本県告示第587号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木字村中 4508番1地先から 同所 4528番地先まで	78.8	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年7月20日

熊本県告示第588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年7月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	本渡港線	天草市港町 10番19地先から 同所 20番7地先まで	前	15.0 ～ 34.0	331.1	活力創 出基盤
			後	15.0 ～ 77.3		

2 区域を変更する期日 平成30年7月20日

熊本県告示第589号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ボンボン 合志市幾久富1 123-5	NPO法人NEXT EP 合志市幾久富112 3-5 島津 智之	平成30年7 月16日	4352900163	指定居宅訪問型児童発達支援

熊本県告示第590号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イチノセ・ファーム株式会社
玉名市川部田447番地
一瀬 雄大

熊本県告示第591号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、平成30年7月20日から平成30年8月3日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
熊本北部加入区	玉名郡長洲町大字長洲2238番地1 小林 敬太郎 玉名郡長洲町大字長洲3326番地2 久保 全央 玉名郡長洲町大字長洲1001番地2 濱口 誠也	熊本北部漁業協同組合	熊本北部漁業協同組合
天草町加入区	天草市天草町大江軍浦589番地 川端 一裕 天草市天草町高浜南916の5番地 徳本 宏光 天草市天草町大江1248 豊田 安喜	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

芦北町 加入区	葦北郡芦北町大字鶴木山934番地 山元 光晴 葦北郡芦北町大字田浦町570番地6 大丸 清光 葦北郡芦北町大字海浦434番地 元村 隆政	芦北町漁業協同 組合	芦北町漁業協同 組合
------------	---	---------------	---------------

熊本県告示第592号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

仁連森地区（その1）

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字仁連森1348番2

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字赤井字宮園2141番2及び同2142番
408.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字古閑18番地1ユニークM102号室
今森 健斗

熊本県公告第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ嘉島店
上益城郡嘉島町大字上島芝原2048
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年3月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,316平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物北側、西側、南側 154台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
駐輪場 建物北西側 25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 111.6平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫①	建物南東側	13.283	立方メートル
廃棄物保管庫②	建物南東側	6.273	立方メートル
廃棄物保管庫③	建物南東側	6.273	立方メートル
合計		25.829	立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時間 午前9時00分 閉店時間 午後9時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
第1駐車場 3箇所 店舗敷地北側、西側、南西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時00分～午後5時00分

8 届出年月日

平成30年7月9日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務部総務振興課
平成30年7月20日から平成30年11月20日まで

熊本県公告第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイソー熊本大津店・auショップ大津店
菊池郡大津町大津字鍛冶ノ上1294番1 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 田中 敬士
(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 神代 顕彰
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社大公 代表取締役 江藤 裕 熊本市北区龍田町弓削952-7	株式会社大公 代表取締役 江藤 裕 熊本市北区弓削二丁目12番33号

(3) 変更の年月日

- (1) 平成30年4月1日
- (2) 平成30年3月1日（株式会社大創産業）
平成30年5月29日（株式会社大公）

3 届出年月日

平成30年7月9日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成30年7月20日から平成30年11月20日まで

熊本県公告第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字原水字向原924番1、同924番3、同924番4、同927番1及び同927番3

- 3, 110.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原926番4、同941番、同941番2、同字下八町2
175番5及び同2175番16
2, 063.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地
千里殖産株式会社

熊本県公告第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目3863番1
1, 221.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番18号
有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第412号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
山都町	平成25年度から平成27年度まで	市原・山田の全部、上寺の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年7月12日
菊池市	平成25年度から平成26年度まで	長田・村田の全部	地籍図及び地籍簿	平成30年7月12日
菊池市	平成25年度から平成26年度まで	下河原の一部	地籍図及び地籍簿	平成30年7月12日
菊池市	平成26年度から平成27年度まで	下河原・森北・赤星の各一部	地籍図及び地籍簿	平成30年7月12日

熊本県公告第413号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第1項の規定により、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、同法第55条第2項の規定により、利害関係者で当該事業計画（都市計画で定められた事項を除く。）について意見がある者は、平成30年7月24日から平成30年8月20日まで熊本県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間 平成30年7月24日から平成30年8月6日まで
- 2 縦覧場所 熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所工務課、益城町復興整備課
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

登載依頼**熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第1号**

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。
平成30年7月20日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時
平成30年7月30日（月）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3 議題
（1）後発医薬品に関する報告事項について
（2）後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
（3）その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）
電話 096-383-1111（内線7165）

熊本県市町村職員共済組合公告

熊本県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。
平成30年7月20日

熊本県市町村職員共済組合
理事長 田嶋 章 二

損益計算書の要旨										
(単位:千円)										
	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期預託金管理	業 務	保 健	貸 付	物 資
収	負 担 金		16,621,731	870,441	94,825		234,159	183,961		
	短期負担金	6,629,731								
	介護負担金	554,180								
	組合員保険料		10,336,665							
	掛 金			870,431				178,096		
	短期掛金	5,794,187								
	介護掛金	554,103								
	短期任意継続掛金	122,931								
	介護任意継続掛金	14,051								
	組合員貸付金利息								58,088	
	受託商品手数料									50,879
	連合会からの交付金	1,721,570					112,463		1,578	
	利息及び配当金					31,067	104	60	58	8,002
	短期利息及び短期配当金	117								
介護利息	2									
その他収入	80,738					76			11,659	
他経理から繰入						43,148				
前年度繰越支払準備金	1,027,330									
前期損益修正益										
計	16,498,940	26,958,396	1,740,872	94,825	31,067	389,950	362,117	59,724	70,540	
支	給 付 金	6,871,579								
	役職員給与						150,161	15,479	16,561	22,027
	厚生費						270	323,900	30	75
	特定健康診査等費							17,146		
	旅費・事務費						16,423	4,266	4,258	5,435
	委託費						11,203	3,470	315	194
	賃借料						18,902	3,205	3,531	3,720
	普及費						6,034	43	507	648
	負担金						27,013	2,549	3,223	11,945
	負担金払込金		16,621,731	870,441	94,825					
	保険料払込金		10,336,665							
	掛金払込金			870,431						
	貸倒引当金繰入									6,405
	支払利息					31,067			25,226	3,548
	老人保健拠出金	37								
	退職者給付拠出金	145,716								
	前期高齢者納付金	3,716,291								
	後期高齢者支援金	2,402,815								
	病床転換支援金	14								
	介護納付金	1,144,288								
	連合会分担金						39,415	5,043		
	事務費負担金払込金						104,139			
	連合会払込金	156,403							2,907	
	連合会拠出金	538,047								
連合会返還金	306,855									
貸付債権保全金利息									63	
他経理へ繰入	43,148									
その他支出	8,341					2,890	179	1,652	9,860	
次年度繰越支払準備金	1,019,623									
前期損益修正損	1,009									
固定資産除却損										
計	16,354,166	26,958,396	1,740,872	94,825	31,067	376,450	375,280	58,273	63,857	
差引当期利益金又は当期損失金(△)						13,500	△13,164	1,451	6,682	
差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)	167,730									
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	△22,956									

貸借対照表の要旨										
資 産	流動資産	2,113,881	1,417,919	97,240	634	95,784	660,538	367,977	180,216	423,951
	固定資産					1,662,330	13,042		2,233,837	
資産合計		2,113,881	1,417,919	97,240	634	1,758,114	673,580	367,977	2,414,053	423,951
負 債	流動負債	654,204	1,417,919	97,240	634		6,005	57,381	8	87,911
	固定負債	1,019,623				1,758,114	198,265	23,584	1,190,206	171,652
	負債合計	1,673,827	1,417,919	97,240	634	1,758,114	204,270	80,965	1,190,214	259,563
純 資 産	利益剰余金(欠損金)	440,054					469,310	287,012	1,223,839	164,388
	純資産合計	440,054					469,310	287,012	1,223,839	164,388
負債・純資産合計		2,113,881	1,417,919	97,240	634	1,758,114	673,580	367,977	2,414,053	423,951

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成30年7月20日

熊本県医療審議会
会 長 福 田 桐

1 開催日時

平成30年8月1日（水）
午後3時から午後4時半まで

2 開催場所

熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議題

平成29年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成29年度医療提供体制施設整備
交付金における事業計画の事後的評価について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のう
え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ

熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2205）